

社会福祉法人柏市社会福祉協議会  
かしわファミリー・サポート・センター会則

(趣旨)

第1条 この会則は、柏市が児童福祉の向上を図るため実施するかしわファミリー・サポート・センター事業を受託し、運営を円滑に行うため定める。

(名称)

第2条 本会は、かしわファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 センターの事務所は、柏市社会福祉協議会沼南社会福祉センター内に置く。

(業務)

第4条 センターは、柏市内において育児の援助を行うことを希望する者と育児の援助を受けることを希望する者を会員として登録し、会員間の相互による育児の援助活動（以下「援助活動」という。）を支援するため、次の業務を行う。

- (1) センターの会員（以下「会員」という。）の募集、登録その他会員組織業務
- (2) 援助活動の調整業務
- (3) 入会希望者及び会員が援助活動に必要な知識を習得するために行う研修会関係業務
- (4) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会開催業務
- (5) 関係機関との連絡調整業務
- (6) 会報等の発行、その他広報業務
- (7) その他センターの目的達成のため必要な業務

(代表者)

第5条 センターの代表者は、柏市社会福祉協議会の会長の職にある者をもって充てる。

(アドバイザー)

第6条 センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、次の業務を行う。

- (1) センターの事業内容の周知及び啓発に関する事
- (2) 会員の募集及び登録に関する事
- (3) 会員の統括に関する事
- (4) 会員の援助活動の調整に関する事
- (5) 会員に対する研修会の実施並びに会員の交流会の開催に関する事
- (6) 地区リーダーの選任及び育成指導に関する事
- (7) 他のセンターとの連絡調整に関する事

- (8) 会員間のトラブルへの助言に関すること
- (9) センターの経理事務等の業務運営に関すること

3 アドバイザーは、必要があると認めるときは、一定の地区を単位とする会員グループを設け、その世話役として地区リーダーを選任することができる。

(会員)

第7条 会員は、センターの趣旨を理解し、かつ、次の各号の要件を満たす者であって、援助活動を行いたい者（以下「協力会員」という。）又は援助活動を受けたい者（以下「利用会員」という。）としてセンターの承認を受けたものをいう。

- (1) 協力会員は、市内在住で心身ともに健康で、援助活動に関し理解と熱意を有し、積極的に援助活動ができること
- (2) 利用会員は、市内在住又は在勤で生後6か月から小学校6年生までの児童を養育す父母又は児童と同居する親族とすること

2 協力会員と利用会員は、これを兼ねることができる。（以下「両方会員」という。）

(会員の心得)

第8条 会員は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 信義に基づき誠実に援助活動を行う
- (2) 援助活動により知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らさないこと退会後においても同様とする
- (3) 政治、宗教、営利等を目的とする行為を行わないこと
- (4) その他センターの目的に反する行為を行わないこと

(入会等)

第9条 会員として入会しようとする者は、代表者に入会申込書を提出し、協力会員及び両方会員（以下「協力会員等」という。）はセンターが実施する研修を受講しなければならない。

2 センターは、入会の承認をしたときは会員として登録し、協力会員等へ会員証を発行し利用会員へ会員番号を通知する。

3 会員は、入会申込書の内容に変更が生じたときは、速やかにセンターに報告しなければならない。

(保険)

第10条 会員は、援助活動中の事故に備え、安心して援助活動を行うために、センターが指定するファミリー・サポート・センター補償保険に加入するものとする。

2 前項の保険に係わる費用については、センターが負担するものとする。

3 会員は、援助活動中に事故が発生した場合は、直ちにセンターに報告しなければならない。

(損害の賠償)

第11条 会員は、故意又は過失によりセンターに損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(会員登録抹消)

第12条 センターは、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、会員登録を抹消することができる。

- (1) この会則に違反したとき
- (2) 故意又は重大な過失によりセンターに損害を与えたとき
- (3) 援助活動に必要な適格性を欠くと認められるとき
- (4) 第7条第1項各号に掲げる要件のいずれかを欠いたとき
- (5) 所在不明等により、6ヶ月以上登録継続の意思確認ができないとき
- (6) 死亡したとき
- (7) その他会員としてふさわしくない非行があったとき

2 センターは、前項の規定により会員の登録を抹消したときは、速やかにその理由を明示した会員登録抹消通知書により通知しなければならない。

(退会)

第13条 会員は、退会しようとするときは退会届をセンターに提出しなければならない。

2 会員は、退会にあたり、協力会員会員証その他センターが指示する書類等を返還しなければならない。

(援助活動の内容)

第14条 協力会員等による援助活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 会員の仕事と家庭の両立のために必要な援助
- (2) 子育てに必要とされる援助

2 活動の種類として、通常の援助活動及び拠点型一時預かり活動がある。

3 通常の援助活動は、原則、協力会員等の家庭において行うものとし、入浴および宿泊は行わないものとする。

4 拠点型一時預かり活動は、沼南社会福祉センター内はぐはぐひろば沼南において行うものとする。

(援助時間)

第15条 協力会員等による援助活動の時間は、午前6時から午後10時までの時間帯において育児の援助が必要な時間とする。

(援助活動の実施方法)

第16条 利用会員は、援助活動を受けようとするときは、センターに申込みをするものとする。

る。

- 2 前項の援助の申込みは、原則として援助活動を必要とする日の2か月前から7日前までの間に行うものとする。
- 3 センターは、前項の規定により会員から援助活動の申込みを受けたときは、利用会員が希望する援助活動の内容、日時等を確認し、協力会員等との調整を行うものとする。
- 4 センターは、前項の規定により援助活動の調整を行ったときは、援助依頼受付簿にその内容を記録するものとする。
- 5 センターは、原則として援助活動開始前に利用会員及び協力会員等との事前打ち合わせを行い、援助活動の内容について充分協議するものとする。
- 6 協力会員等は、援助活動を実施したときは、援助活動報告書に援助活動の内容を記載し、利用会員の確認を受けなければならない。
- 7 協力会員等は、その月の援助活動に係る援助活動報告書を地区リーダーを經由して、翌月の10日までにアドバイザーに提出しなければならない。

(拠点型一時預かり活動の実施方法)

第17条 拠点型一時預かり活動援助を受けようとするときは、センターに申込みをするものとする。

- 2 利用にあつては、生後6か月から小学校就学前(3月31日まで)の児童とする。
- 3 前項の援助の申込みは、原則として援助活動を必要とする日の1か月前から3日前までの間に行うものとする。
- 4 センターは、前項の規定により利用会員から援助活動の申込みを受けたときは、希望する日時等を確認し、協力会員等との調整を行うものとする。
- 5 センターは、原則として援助活動開始前に利用会員及び協力会員等との事前打ち合わせ(面談)を行い、援助活動の内容等について充分協議するものとする。
- 6 協力会員等は、援助活動を実施したときは、ぞうさんルーム活動報告書に援助活動の内容等を記載する。
- 7 協力会員等は、援助活動を行った後は、その日の援助活動に係わるぞうさんルーム活動報告書を当日中にセンターに提出しなければならない。

(報酬等)

第18条 利用会員は、協力会員等に対し、別表に定める基準に従って報酬及び実費を支払うものとする。

(連絡調整会議)

第19条 センターは、必要に応じて連絡調整会議を開催するものとする。

- 2 連絡調整会議は、アドバイザー及び地区リーダーをもって構成し、援助活動状況の報告、

情報交換等を行う。

(交流会)

第20条 センターは、会員相互の交流を図り、情報交換等を行うため交流会を開催するものとする。

(メール登録)

第21条 会員は、原則センターが指定するメール配信サービスに個別登録し、受信するものとする。やむを得ない事由により登録が出来ない会員については、メール以外の方法で必要な情報を提供する。

附 則

この会則は、平成12年10月 1日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年 3月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年4月 1日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月 1日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月 1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年4月 1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年7月 1日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月 1日から施行する。

附 則

この会則は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この会則は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この会則は、令和 5年12月 1日から施行する。

附 則

この会則は、令和 6年 4月 1日から施行する。